
令和5年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会 議事録

日 時 令和5年10月17日（火） 午後3時00分～午後4時00分

場 所 市役所本庁舎4階 401会議室

出席者 加藤光治会長、秋田谷順子副会長、嶋田拓馬委員、今野くる美委員、高梨朝靖委員、砂子タケ子委員、宇野博徳委員（出席委員7名）

事務局 松儀倫也環境市民部長、富木則善広聴・市民生活課長、矢野淳司広聴・市民生活課主査、有好一晟広聴・市民生活課主事

傍聴者 1名

1. 開会

【加藤会長】

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより令和5年度第1回市民参加制度調査審議会を開催いたします。

本日、本間委員と濱岡委員より欠席の連絡をいただいております。市民の声を活かす条例第32条の規定により過半数の出席をもって成立となりますので、会議を進めさせていただきます。

2年目となります今年度の審議会は、答申に向けた議論も行っております。答申につきましては、昨年度の審議会の内容と、本日議論していただいた内容を記載することになります。本日は、限られた時間ですが、1時間～1時間半程度を目途に終了したいと思いますので、円滑な審議にご協力をお願いします。はじめに、事務局より資料の確認をお願いします。

【事務局（矢野広聴・市民生活課主査）】

はじめに、本日の資料を確認させていただきます。資料は事前に皆様に郵送で配布させていただいておりますが、表紙に会議次第を記載しております。1ページには委員名簿と本日の報告事項、2ページから3ページに議題、4ページ以降が資料となっております。資料は1から8までございます。お持ちでない場合はお申し出ください。私からは以上です。

【加藤会長】

それでは会議次第に基づき進めてまいります。次第2の報告事項「令和4年度審議会の振り返り」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局（矢野広聴・市民生活課主査）】

それでは、資料1ページ目の中断にあります、2. 報告事項をご覧ください。まずは昨年度の審議会

で議論していただいた内容についてご報告いたします。

①の令和3年度市民参加手続の実施運用状況の評価等についてですが、昨年度の審議会でご審議いただいた結果、「概ね適正に実施されていた」との評価をいただきました。引き続き、市民参加手続に漏れがないよう、より一層の管理・運用に努めていきたいと思っております。

次に②の市民参加制度の改善点について、昨年度の審議会でご出されたご意見をまとめております。

1点目は市民参加手続の手法について、これまで、あい・ボード、市ホームページ、広報等により市民周知をしてきましたが、現代の情報収集の手法として、スマートフォンやパソコン等のデジタル化による配信方法を検討できないかというご意見をいただきました。

2点目はパブリックコメントの募集について、法的な文面ばかりを使用すると、内容が市民に伝わりにくいいため、もっとわかりやすい簡易的な表現で資料等を作成するよう検討してほしいというご意見をいただきました。

3点目はパブリックコメントの募集を、市公式LINEを使用して周知する方法や、手軽にスマートフォンなどで意見提出ができる仕組みを検討できないかというご意見をいただきました。

以上が昨年度の審議会の内容になります。本日はこの後、令和4年度の実施状況について議論していただき、最終的に2カ年の答申書をまとめることとなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

【加藤会長】

ただいま事務局より報告がありましたが、一年前の振り返りとなりますが、何か意見等はございませんか。

【加藤会長】

よろしいですか。それでは次第3の議題に入ります。「(1) 令和4年度市民参加手続の実施運用状況の評価等について」事務局から説明をお願いします。

【事務局（矢野広聴・市民生活課主査）】

資料の5ページをご覧ください。資料1の令和4年度市民参加手続の実施状況についてご説明いたします。①の【市民参加手続の手法ごとの実施状況】の表をご覧ください。こちらの表は、手続の手法ごとに、令和3年度と4年度の開催件数と参加人数について掲載しています。合計件数は、令和3年度で42件の開催で、754人が参加、令和4年度は25件の開催で、752人が参加され、前年に比べ、開催件数が17件、参加人数が2人減少となりました。

次に②【各課が行った市民参加手続のテーマ及び手法等】をご覧ください。

こちらは、①の手続きについて、課ごとに詳細をまとめたもので、各テーマに対して行われた手続の手法を記載しております。「終了月日」は、審議会の場合は、答申日、パブリックコメントの場合は、意見募集の期限日となっています。「参加人数」は、審議会の場合は出席した委員数、パブリックコメン

トの場合は意見の提出者数、アンケートの場合は回答者数、ワークショップの場合は参加者数となっています。なかには、1つのテーマで複数の手法を用いる場合もあり、案件によって、各課でふさわしい方法を検討して実施しています。令和4年度は、15の担当課において25件の市民参加手続を実施しております。資料1の説明は以上です。

【加藤会長】

ただいま事務局から説明がありました「資料1」について、ご意見等がございましたらご発言願います。

【嶋田委員】

令和3年度と4年度を比較した場合、パブリックコメントの参加人数が極端に下がっていますが、何か原因がありますか。

【事務局（矢野広聴・市民生活課主査）】

パブリックコメントの募集は、各担当部署で行いますが、案件によって様々な計画年数があり、事業計画が長期にわたって行われる案件もあれば、その年だけ行う案件もあったり、毎年同じパブコメの件数で進んでいくというよりも、毎年ばらつきが出てくるため年度ごとにパブコメの件数が変わってきます。長期にわたる事業であれば、一度パブコメを募集したあとは、その事業が終わるまでパブコメをしないことになるので、事業を開始する案件の数や制度改正の数によってパブコメの件数が変わります。

【嶋田委員】

たまたま令和4年度では件数が減ったということですね。理解しました。

【加藤会長】

その他、質問、意見はありますか。

ないようですので、それでは引き続き、事務局から説明願います。

【事務局（矢野広聴・市民生活課主査）】

続きまして、7ページの資料2、令和4年度審議会等の開催状況について、ご説明いたします。こちらは、令和4年度に開催された、すべての審議会の開催状況をまとめたものです。それぞれ担当課と審議会ごとに、回数、開催日を掲載し、公開か非公開かを記載しています。諮問案件の審議の欄に○がついている案件は、諮問事項があったものとなっています。出席委員数と傍聴者数の欄はそれぞれ参加された人数を掲載しています。また、議事録の確定日と作成までの期間も掲載しています。議事録作成方法については、全文記載か要点記載かを掲載しています。令和4年度は、26の担当課により、38の審議会で計188回開催されました。なお、新型コロナウイルスの影響を受け、書面協議となった件数は、

4件となっております。・次に9ページの下段、①～③をご覧ください。①の公開された審議会1回あたりの傍聴者数は、平均で1.4人となっております、前年度1.93人より0.53人減少しました。②の会議開催から議事録公開までの平均日数は、27.9日となっております、「市民参加マニュアル」で取り決めをしている、会議開催後から概ね1か月以内の作成に努めるよう周知しております。公表が遅れている場合は、広聴・市民生活課から担当課へ連絡し、公開漏れがないよう努めているところです。③の報告もれにより会議予定の公表ができなかった件数は、ありませんでした。資料2の説明は以上です。

【加藤会長】

ただいま事務局から説明がありました「資料2」について、ご意見、ご質問等がございましたらご発言願います。

【砂子委員】

傍聴者数が増えたようですが、やはりコロナが落ち着いて傍聴される方が増えたからでしょうか。

【事務局（矢野広聴・市民生活課主査）】

傍聴者の数は増えたのですが、会議の件数が令和3年度よりも4年度の方が開催した件数が多かったため、1回あたりの件数としては、令和3年度の1.93人に対して、令和4年度は1.40人と0.53人減っております。

【砂子委員】

わかりました。

【加藤会長】

よろしいですか。それでは引き続き、事務局から説明願います。

【事務局（矢野広聴・市民生活課主査）】

次に10ページの資料3、令和4年度のパブリックコメント手続の実施状況をご覧ください。市民の声を活かす条例第17条により、パブリックコメント手続における意見の募集期間は、市民が十分に検討するための期間を確保できるよう、1か月以上とすることになっております。もし募集期間が1か月未満となる場合は、その理由を公表することとしています。表の左から、市民参加手続のテーマ、担当課、意見募集期間を掲載しております。意見の提出状況については、「人数」が、意見を提出した人数、「件数」は提出された意見の件数となります。令和4年度は表に記載しているとおおり、11件のパブコメを実施し、8人から34件の意見提出がありました。「意見の反映状況」は、提出された意見について、パブコメの趣旨や内容、計画との整合性や適法性などを総合的に判断して、検討結果を作成し、5つの項目に分類しています。分類の内訳については、「採用」、「不採用」、「記載済」、「参考」、「その他」と

しています。これらの検討結果は、広報とあい・ボードで件数を掲示しているほか、ホームページにも、件数と結果内容を公開しています。

11 ページをご覧ください。こちらは過去の意見の検討結果をまとめたもので、パブコメと縦覧について、平成 27 年度から令和 4 年度までの 8 年間の表にしています。また、その他参考事項として、市民参加に関連した事業として、まちづくり出前講座と協働事業提案制度の昨年度の実績件数を掲載しています。資料 3 の説明は以上です。

【加藤会長】

ただいま事務局から説明がありました「資料 3」について、ご意見、ご質問等がございましたらご発言願います。

【加藤会長】

それでは、資料 1～3 をとおして「令和 4 年度市民参加手続の実施運用状況について」の評価を行いたいと思いますが、何かご意見等がございましたらご発言願います。

【加藤会長】

ないようですので、それでは、全体をとおして何かありませんか。

ご意見がないようですので、「令和 4 年度市民参加手続の実施運用状況について」の評価につきましては、適正に実施されていたとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので、「令和 4 年度市民参加手続の実施運用状況について」は、適正に実施されていたと評価いたします。

それでは次に、「議題（2）市民参加制度の改善方策について」事務局より説明をお願いします。

【事務局（矢野広聴・市民生活課主査）】

それでは、「(2) 市民参加制度の改善方策について」ご説明します。先程、報告事項でご説明しました、昨年度の審議会でご意見いただいた市民参加手続のデジタル化による情報配信について、昨年度の審議会開催後から、さっそく改善方策の検討を行ってきました。検討の結果、令和 4 年度中に各関係部署との協議が整い、令和 5 年度より、市公式 L I N E を活用した、パブリックコメントの手続が可能となりました。市公式 L I N E のプッシュ通知サービスを利用して、年代問わず、広く市民に周知することができるようになり、更に、スマホからパブリックコメントの意見提出ができるようになりました。私共としましても、思ったよりも早く、スマホを使用したデジタル化のサービスが実現し、ご意見をいただいていた委員の皆様にお礼を申し上げますと共に、いち早くお知らせをしたいと思い、12 ページに

市公式LINEの登録方法と、13 ページに、LINEによるパブリックコメントのサービスの利用方法を掲載していますので、ぜひご活用いただければと思います。

また、パブコメ募集の表現が法的で理解しづらいという意見に対しましては、今年度からパブコメの募集を開始する際には、可能な限り、市民が理解しやすい表現に努めるよう担当部署に周知しております。私からは以上です。

【加藤会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はありますか。

【高梨委員】

一点よろしいでしょうか。LINEの登録者数はどのくらいになっていますか。

【事務局（矢野広聴・市民生活課主査）】

市の公式LINEについては、現在、住民・戸籍窓口の案内、ごみの分別情報、道路・公園通報、各種オンライン申請、税務・納税窓口、公共交通情報、パブリックコメントの募集について配信を行っており、こちらの全体の登録者数は今現在約5,000件ほどとなっています。この中からサービスを希望する項目を選択していただくシステムになっておりまして、パブコメの配信希望者は現在約500件ほどとなっています。全体の約10%程度がパブコメの配信を希望されています。

【高梨委員】

わかりました。

【加藤会長】

その他、市民参加制度に関して、今後、何か改善すべき点や指摘事項などはありますか。

【今野委員】

私も市公式LINEの登録をしておりまして、とてもわかりやすく使いやすいと思います。ごみの日なども確認できますし、今まではホームページから入って順番をたどって確認していたのですが、今はとても便利になったと思います。そこで、この市の公式LINEを開始しますよという周知はどのように行っているのでしょうか。

【事務局（矢野広聴・市民生活課主査）】

市公式LINEについては、担当課が行政改革・DX推進課がメインで行っておりまして、市ホームページや広報いしかり、あいボード、その他チラシの掲示等により市民周知を行っています。

【今野委員】

たくさんに人に知っていただくと、便利なことなのでとてもよいと思います。

【松儀部長】

ただ今ごみの分別の話がでましたが、担当は環境市民部ごみ・リサイクル課でやっておりまして、このごみは何ごみですかという問合せが多く寄せられるのですが、その時にスマホで写真を撮って分別がわかるようなことも検討しています。

【加藤会長】

市公式LINEの全体の登録は約5,000件ということですが、他に何かご質問ありますか。

【嶋田委員】

この7項目の中で、一番登録者数が多いのはどの項目になりますか。

【事務局（矢野広聴・市民生活課主査）】

ごみの分別と公共交通情報などが、みなさんよく活用されていると聞いています。

【嶋田委員】

オンライン申請は具体的にどこまでがオンライン申請の対象になるのでしょうか。

【事務局（矢野広聴・市民生活課主査）】

現在はまだオンライン申請ができる項目は限られておりまして、犬の登録や手続などができます。今はまだ開始して間もないこともあり、今後申請できる項目は徐々に増えていく可能性はあると思います。

【嶋田委員】

こちらのチラシに公式LINEのキャラクターが載っていますが、市内のイベントなどには人がたくさん集まるので、これだけ便利な機能ができたのであれば、その場で登録をしてくれる人もいると思いますので、イベントなどでこれ自体の周知をしていくと登録者が爆発的に増えるのではないかと思います。

【事務局（矢野広聴・市民生活課主査）】

公式LINEによるパブコメ募集ですが、今年度実際に電子申請を活用して意見の提出があったのは、現在のところ2件となっています。

【加藤会長】

他にご意見ありますか。

それでは、昨年度と本日の審議会で出された意見を答申に書き込むこととなりますので、まとめたいと思います。

まず一点目は、昨年度からの経過とこれまでの議論をまとめますと、令和3年度及び令和4年度市民参加手続の実施運用状況の評価としては、概ね適正に実施されていたと評価します。今後も職員一人一人が市民の声を活かす条例に則り、市民参加手続のより一層の管理・運営に努めていただきたい旨記載したいと思います。

二点目は、市民参加制度の改善方策については、昨年度に提案された市民参加手続のデジタル化による情報配信についてと、本日の会議で議論ができました、市公式LINEの登録をより推進するために、いろいろところでPRしていくという内容について、私と事務局で精査してまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

【加藤会長】

ありがとうございます。次に、「議題の(3)市民参加制度調査審議会の委員数について」、事務局より説明をお願いします。

【事務局(矢野広聴・市民生活課主査)】

資料の2ページ、(3)市民参加制度調査審議会の委員数についてをご覧ください。本審議会の委員数についてご説明いたします。石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例第29条を抜粋して記載しております。本審議会は、1.学識経験者、2.市内で活動する団体が推薦する者、3.市内に居住又は通勤されていて公募に応じた者、4.市職員 から、15人以内で組織するとしております。

男女別の数は4割を下回らないこと、一般公募は5人を下回らないこと、市職員は2人を超えないこととなっています。これまでの委員数の推移としては、第5次審議会までは15人体制でしたが、制度の運用が軌道に乗ってからは、審議会の中で、委員の数を減らしてはどうかという意見をいただいたこともあり、第6次審議会では12人に減らし、第7次審議会以降は9人体制としております。

現在の第11次審議会においても、9人体制となっておりますが、皆様の任期が今年度で終了しますので、次年度の第12次審議会の委員については、改めて募集をかけることとなりますが、引き続き9人体制で進めてもよろしいかご意見を伺いたく、ご審議のほどよろしく願いいたします。私からは以上です。

【加藤会長】

ただいま事務局から当審議会の委員数について説明がありましたが、第11次審議会は9人体制で行ってききましたが、来年度からの第12次審議会の人員体制について、何かご意見ありますか。

【砂子委員】

今まで9人体制でやってきて問題がなければこのまま9人体制でよろしいかと思います。今後、何か大きな問題や案件があって委員を増やす必要がある場合は、その時に審議して決めたらよいと思います。以前は委員数が多かったということで、委員数を減らしても問題がないという判断をして、今日に至っている経緯もあると思いますので、来年度は今と同じ9人体制でよろしいと思います。

【加藤会長】

その他ご意見ありませんか。

なければ、ただいま砂子委員からご意見いただいたとおり、今後、何か重要な審議を行う場合には、委員の数を増やすなどの措置を検討することとし、現段階では、第12次審議会についても、9人体制で執り進めるということで決めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

【加藤会長】

ありがとうございます。次に、「議題の(4)第11次市民参加制度調査審議会答申(案)について」、事務局より説明をお願いします。

【事務局(矢野広聴・市民生活課主査)】

14ページの資料5をご覧ください。昨年度の審議会で、市から市民参加制度に関する諮問をいたしました。今年度は答申をいただくこととなりますが、15ページの資料6に昨年度の審議内容について記載した答申(案)を掲載しています。本日の審議会でご提案された内容を、こちらに追加で記載し答申書を作成したいと思います。作成にあたっては、加藤会長と事務局においてまとめ、出来上がりましたら、委員の皆様にもメール等でお送りし、内容をご確認いただいた後、答申書を完成させていただきます。以上の内容で答申書を作成してよろしいでしょうか。

【加藤会長】

ただいま、事務局から答申書の作成について提案がありましたが、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

【加藤会長】

それでは、答申書の内容については、先程嶋田委員からご意見のありました、市公式LINEについて、広く市民に周知するという内容なども含めて、私と事務局の方でまとめて、後日皆様にもメール等で内容を確認させていただいた後に、市へ提出いたします。

最後に「4その他」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（矢野広聴・市民生活課主査）】

二点ご連絡いたします。一点目は本日の議事録ですが、作成が終わりましたら、答申書（案）と一緒に、委員の皆様にもメールにてお送りいたしますので、ご確認をお願いします。確認が終わりましたら答申書を市に提出し、議事録と共に公表させていただきます。二点目は、本審議会の委員の任命についてですが、皆様の任期は令和6年3月31日までとなっておりますので、今年度の会議をもって終了となります。第12次審議会については、令和6年2月頃に改めて委員の募集をかけることとなりますのでお知らせいたします。委員については、3期の6年まで再任することができますので、ぜひ可能な方は、再度の応募をご検討していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。私からは以上です。

【加藤会長】

それでは、全体をとおして何かございますか。

なければ、以上をもちまして、令和5年度第1回市民参加制度調査審議会を終了いたします。2年間にわたってご審議いただきましたが、皆様のご協力により無事に会議が終了しましたことに感謝を申し上げます。ありがとうございました。

令和5年11月6日 議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会
会長 加藤 光 治